

議案第 101 号

所沢市民俗資料館条例制定について

所沢市民俗資料館条例を別記のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 1 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

市の保有する民俗資料を保存し、及び活用することにより、市民の郷土に対する理解を深め、市民文化の向上に資するため、所沢市民俗資料館を設置いたしたく、本案を提案するものである。



## 所沢市民俗資料館条例

### (設置)

第1条 市の保有する民俗資料（生活用具、農具その他の物件及びこれに関連する歴史資料をいう。以下同じ。）を保存し、及び活用することにより、市民の郷土に対する理解を深め、市民文化の向上に資するため、所沢市民俗資料館（以下「民俗資料館」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 民俗資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
所沢市中富民俗資料館	所沢市大字中富1548番地の1
所沢市柳瀬民俗資料館	所沢市大字亀ヶ谷279番地の3
所沢市山口民俗資料館	所沢市大字山口1529番地の10

### (管理)

第3条 民俗資料館は、所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

### (業務)

第4条 民俗資料館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 民俗資料の収集、保存、公開及び活用に関すること。
- (2) 民俗資料の調査及び研究に関すること。
- (3) その他民俗資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (開館日)

第5条 民俗資料館の開館日は、月4日以内で教育委員会規則で定める日とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に開館することができる。

### (開館時間)

第6条 民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、民俗資料館への入館を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、民俗資料等を毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、民俗資料館の管理上特に支障があるとき。

(入館料)

第8条 民俗資料館の入館料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失により民俗資料館の施設、民俗資料等を毀損し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。